

(対^{大臣}・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年5月22日(木) 参・法務委
嘉田 由紀子 議員(維新)

1問 本法律案の提出に至る社会的背景及びその狙いや意図について、法務大臣に問う。

- 本法律案は、令和4年5月の民事訴訟法等の改正により裁判手続のデジタル化が進展する中で、法務大臣の監督する指定法人が、訴訟関係者のプライバシー等にも配慮しつつ、民事裁判情報についての幅広いデータベースを整備・提供する仕組みを設けることにより、民事裁判情報の活用のための基盤整備を図るものである。

- 具体的には、本制度の下では、
 - ・ 民事・行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベースに収録され、
 - ・ 指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が、デジタル技術を活用し、各種の分析を付するなど様々な価値を付加して、製品やサービスを開発し、
 - ・ その製品やサービスが二次的な利用者に提供されて活用されることを想定している。



- このような意味で、本制度は、より高度な法的サービスの提供を含む、様々なイノベーションの基盤となり得るものであり、民事裁判情報の幅広い活用を通じて、利便性の向上など、国民一般の利益に資するものとなることを期待している。

(参考1) 令和4年4月20日衆議院法務委員会附帯決議及び同年5月17日参議院法務委員会附帯決議(関係部分につき内容同一)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～五 (略)

六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。

七～十二 (略)

(参考2) 一次的な利用者と二次的な利用者

一次的な利用者としては、出版社、判例データベース事業者、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定している。二次的な利用者としては、一次的な利用者の製品やサービスを利用する弁護士等の法律実務家、研究者、民間企業、学生等を想定している。

(参考3) 裁判例の横断的分析

例えば、慰謝料額に関する判断を収集し、多数の裁判例において共通して重要な考慮要素とされる事情を明らかにしたり、これを踏まえた金額の傾向を把握したりすることが可能になり、紛争解決の指針となることが考えられる。

(参考4) 現状におけるAIの活用例（令和6年2月22日午後5時37分日本経済新聞電子版）

人工知能（AI）を活用した法務調査サービスを運営するリーガルスケープ（東京・文京）は、生成AIを使って簡単に判例を検索できる機能の提供を始める。法律系出版社の第一法規（東京・港）の判例検索サービスと連携し、質問に応じてAIが判決のポイントや重要度を判定し、要旨などを示す。判例検索の利用層拡大などを狙う。

第一法規の判例検索サービス「D1-Law.com」のデータベース上の判決文のほか、専門家による判決要旨や意義の解説といった同社独自の付随情報をもとに、判例を効率的に検索できる機能を開発した。特定の論点が争われた裁判を知りたいなどと質問を入力すると、関連性や重要度によって優先順位をつけた上で判例の要旨などを表示するほか、リーガルスケープが所蔵する法律書籍の関連する記述などもあわせて参照できる。

新機能の提供は2月26日から始める。3カ月間は試行期

間として、登録すれば無料で利用できる。

判例は法務調査では重要な情報だが、数も多く内容も難解なため一般の法務担当者などが適切に探すのは難しい。このため既存の判例検索サービスは弁護士の利用が大半を占めているという。「第一法規の判例データベースは法律の条文などに沿って体系だって整理されているため AI による参照に適している。生成 AI を備えることで判例検索のハードルを下げ、判例情報を利用できる人の裾野を広げたい」（八木田樹・最高経営責任者）という。

リーガルスケープは 23 年秋に独自技術と生成 AI を組み合わせ、法務相談の質問に対して所蔵文献などの根拠を示したうえで素早く回答する機能を搭載した。この機能の導入以降、大手企業中心に 150 社以上の新規利用につながったという。

(参考 5) 令和 7 年 4 月 25 日衆議院法務委員会における金村龍那議員に対する鈴木法務大臣の答弁

○鈴木国務大臣 今回の利便性ということですが、基本的なたてつけ、これまでも、質疑の中でも出てきていますが、基本的には民事、行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベース、これに収録をされます。そこでしっかりと仮名処理等々をきちんとした上で、そこから民事裁判情報の提供、これを受けた一次利用者、今答弁もありましたけれども、ここが出版社であったり判例データベース事

業者、あるいはいわゆるリーガルテックのようなスタートアップを中心とした、そういうイノベーターとか、あるいは研究機関等を想定をしているところであります。さらに、それが企業であったり、あるいは個人も含めて二次的な利用者に提供されていくという状況であります。

もちろんこれはこういった形の付加価値を一次利用者が付加するか、これは当然それぞれの自由競争の世界でのイノベーションに懸かっていると思っておりますけれども、そういった中で、例えば、一次利用者などにおいては裁判例の体系化であったり、あるいは解説、英訳の付加、あるいは裁判例の横断的な分析、より精緻な統計的分析、機械学習の素材にした上での例えば様々なA Iの研究開発等々が想定をされるところであります。

こうした付加価値をつけた上で二次的な利用者に提供されていくということでありまして、もちろん様々なイノベーション、これは私も期待したいと思っておりますけれども、そういった意味でのいろいろな複層的な利便性、これが増すことになっていくことを我々としては期待をしたいと思っております。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 携帯 】